

第 9 期高齢者保健福祉計画のパブリックコメントの結果について

【意見募集の集計結果】

1	意見募集期間	令和 5 年 12 月 1 日 (金) から 令和 6 年 1 月 4 日 (木) まで	
2	意見の件数	4 件	
3	意見提出方法	ホームページ応募専用フォーム	1 件
		郵送	0 件
		ファクシミリ	3 件
		直接持参	0 件
4	反映状況	A 意見を反映し、案を修正したもの	0 件
		B 既に案で対応済みのもの	2 件
		C 今後の参考とするもの	2 件
		D その他	0 件

【募集意見】 (4件)

No	提案内容・理由	市の考え方	反映状況
1	<p>80 ページ「地域包括支援センター機能の充実」について</p> <p>○提案内容 若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第 2 号被保険者の方が、障害分野の機関などと連携して、介護保険サービスと併用できる障害福祉サービスや障害年金制度、あるいは在職中でも障害福祉サービスの就労支援のサービスの一時利用につながる体制を整備していくことを記して下さい。</p> <p>○提案理由 国の基本指針には、「地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されることも踏まえ、障害分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図っていくことが重要である。このようなニーズに対応し適切にその役割を果たすために、地域包括支援センターにおける体制や環境の整備を進めることが重要である。」と記されています。</p>	<p>95 ページに「本市においても、若年性認知症や高次脳機能障がい等への理解が深まるよう啓発活動に取り組むとともに、埼玉県や関連部署との連携を図りながら総合的な支援に努めます」と記載しており、ご意見の内容は計画の運用の中で対応してまいりますと考えております。</p>	B

2	<p>101 ページ「(4) 在宅医療・介護連携の推進」について</p> <p>○提案内容 医療と介護の連携だけでなく、障害福祉との連携についても計画に記し、さらに、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障害福祉サービスにもつながるようなケアパスの整備についても記して下さい。</p> <p>○提案理由 平成30年度の診療報酬改定で、それまで「医療と介護の連携」とされていたものが、医療・介護・福祉事業者間での切れ目ない連携を推進する観点から、入退院支援や退院時の指導等における要件に障害福祉サービスの相談支援専門員との連携が追加され、さらに、その後、この連携事業に関与した相談支援専門員への加算（連携に関する業務や連携を促進する体制に関する報酬上の評価）も位置づけられてきています。</p> <p>横浜市では、ホームページで公開している「脳血管疾患ケアサポートガイド～医療・介護連携ケアパス～」のように、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障害福祉サービスにもつながるようなケアパスが整備されています。</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/care-system/keasapo-togaido.html</p>	<p>95 ページ④「若年性認知症や高次脳機能障がいの人等に対する相談支援・社会参加支援」において「埼玉県や関連部署との連携を図りながら総合的な支援に努めます」と記載しており、ご意見の内容は計画の運用の中で、関連部署と連携し対応してまいりたいと考えております。ご紹介のあった横浜市の取組みは参考とさせていただきます。</p>	C
3	<p>119 ページ「(4) 介護人材確保と介護現場の生産性向上のための取組み」について</p> <p>○提案内容 介護人材の育成の折に、高次脳機能障害の方への支援についても対応できるよう、質の向上を図っていくことを計画に明記して下さい。</p> <p>○提案理由 「高次脳機能障害の障害特性に応じた支援マニュアルの開発のための研究」（研究分担者：上田敬太 京都大学大学院医学研究科 講師）では、以下のようなことが結論のところに記載されています。</p> <p>介護保険被保険者のうち、40歳から64歳までの脳卒中などのいわゆる2号被保険者の支援については、現状では問題が多い。特に若年層で就労を望む症例では、介護保険事業には就労支援の仕組みが存在しないため、いったん介護保険被保険者となった場合には、サービス提供の立案を行う介護支援専門員が、就労支援についての助言を行う必要がある。そのためには、介護支援専門員側に、障害者総合支援法に基づく高次脳機能障害者の支援についての知識が求められるが、現状十分とはいえない。また、そういった知識を普及するための啓発活動も十分に行われているとはいえない。</p> <p>https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2019/192131/201918015A_upload/201918015A0007.pdf</p> <p>介護保険最新情報 vol.1143(平成5年4月17日)では、改定される「介護支援専門員再研修実施要綱」において、科目「脳血管疾患のある方のケアマネジメント」の目的のところ「脳血管疾患に関する身体機能の制約や高次脳機能障害が生じやすい疾患の特徴を理解するとともに、望む生活を継続するためのケアマネジメントにおける留意点や起りやすい課題を踏まえた支援に当たってのポイントを理解する。」といったことが記されるようになってきています。</p>	<p>119 ページ①「介護初任者研修の継続的な開催」において、介護職員初任者研修のカリキュラムは計画に記載していませんが、「障害の理解」の学習項目があり、高次脳機能障害について学習することとなっております。</p>	B

<p>4</p>	<p>P. 114の「高齢者の就業への支援」については重点項目となっていないが、実はP.65「元気なうちからの取組みの推進」やP.72の「介護予防・重度化防止の推進」のために最も有益な手段として挙げられるのは高齢者の社会参加ではないだろうか。</p> <p>高齢になると個人差が大きいため、健康管理や介護予防が求められることは言うまでもないが、一方では現役時代に高度な業務で活躍していた高齢者は力を持て余している。</p> <p>P.113の「社会参加の促進」が重点項目になっていないのは違和感がある。とくにP.114の「高齢者の就業への支援」は、少子高齢化、人材不足といった社会課題も含め、包括的に考慮して重点項目として推進すべきである。</p> <p>シルバー人材センターの求人情報に目を移すと、ほとんどが清掃業務ばかりである。高齢者には簡単な仕事といったステレオタイプな求人しか集められないことに問題があるのではないだろうか。私の周囲を見回しても、現役時代に会社経営や高位の役職者だった方ばかりである。長年デスクワークをしてきた者にとっては、清掃業務のような仕事は、むしろ苦手とするものである。これでは、雇用のミスマッチを助長するばかりである。私自身のことを例にして恐縮だが、経営コンサルタントを生業としており、経営戦略、組織開発、制度設計、人材マネジメント（人材採用、人材育成、人事評価）、ブランディングなどが専門である。市内の中小企業の役に立てるようなことはいくらでもある。一般的に経営コンサルタントは、月に数回の訪問とオンライン会議の活用などで仕事を進めるが、このような働き方であれば何歳までも可能である。社会参加という観点から、現役時代のような料金をいただくとは思わない。余生を社会貢献に使えるならば十分である。</p> <p>人材サービス事業者、求人媒体事業者に勤務していた経験もあり雇用・労働を専門としているため、シルバー人材センターのコンサルティングをしてもよいぐらいだが、シルバー人材センターでの取り扱い職種を大幅に広げることを提案したい。それにより、多くの高齢者の就労による健康増進、介護予防だけでなく人材不足を軽減させること、延いては市民税の増収につながればによりである。</p>	<p>第8期高齢者保健福祉計画の進捗を含め、重点項目を選定しました。第9期高齢者保健福祉計画では、多くの取組みを実施する予定ですが、その中でも地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて優先的に取り組む必要性の高い事業を重点にしていますので、頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。また、ご意見中、シルバー人材センターでの取扱職種を大幅に広げることのご提案に関しては、計画達成に向けたご意見として、入間東部シルバー人材センター及び関係市町と協議してまいります。</p> <p style="text-align: center;">C</p>
----------	---	---